

岩手県立大学盛岡短期大学部学生通則

制定	平成17年4月1日	規程第50号
改正	平成20年3月19日	規程第4号
	平成22年3月31日	規程第6号
	平成24年3月30日	規程第20号
	平成25年3月29日	規程第17号
	平成25年12月26日	規程第25号
	平成28年3月31日	規程第15号
	平成30年3月30日	規程第16号
	令和2年3月24日	規程第8号
	令和2年8月12日	規程第25号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、岩手県立大学盛岡短期大学部（以下「本学」という。）における学生の諸活動を充実発展させるとともに、円滑な教育研究の機能を維持するため、学生に関する事項を定めるものとする。

第2章 入学手続等

(入学手続書類等)

第2条 入学の許可を受けようとする者は、別に定める期日までに、宣誓書（様式第1号）その他学長が指定する書類を学長に提出するものとする。

2 入学の許可を受けた者は、別に定める期日までに、住所等届出書（様式第2号）その他学長が指定する書類を学長に提出するものとする。

(保証人)

第3条 入学の許可を受けようとする者は、保証人を定めるものとする。

2 保証人は1名とし、父母若しくはこれに順ずる者又は成人で独立して生計を営む日本国内在住の者とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る授業料その他修学上必要な経費並びに建築物、設備を滅失又は毀損したことによる賠償金等一切の責任を負うものとする。この場合において、当該責任に係る保証の額は、80万円を限度とする。

4 学生は、保証人を変更した場合は、速やかに保証人変更届（様式第3号）を学長に提出するものとする。

(届出事項の変更)

第4条 学生は、本人若しくは保証人の住所等に変更があった場合は、速やかに届出事項変更届（様式第4号）を学長に提出するものとする。

第3章 学生証等

(学生証)

第5条 学生は、学長が交付する学生証（様式第5号）を常に携帯し、本学の教職員の請求があった場合は、これを提示するものとする。

2 学生証の有効期限は、2年とする。ただし、2年を超えて在学する場合は1年とする。

3 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 学生証を携帯しない学生に対しては、本学の施設及び設備の使用を禁止することがある。

(学生証の再交付等)

第6条 学生は、学生証を紛失若しくは著しく汚損し、又は学生証が使用不能となった場合は、直ちに学生証再交付願（様式第6号）を学長に提出し、再交付を受けるものとする。

2 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに学生証を学長に返還するものとする。

(1) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。

(2) 前条第2項の有効期限が到来したとき。

(個人ロッカーの貸与)

第7条 学生は、盛岡短期大学部棟に設置する個人ロッカー及びその鍵の貸与を受けることができる。

2 個人ロッカー及び鍵の貸与期間は、2年とする。ただし、2年を超えて在学する学生が継続して貸与を希望する場合は、1年とする。

3 学生は、個人ロッカー及び鍵の貸与を受けた場合はこれを適切に管理するものとする。

4 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに個人ロッカーの鍵を学長に返還するものとする。

(1) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。

(2) 第2項の貸与期間が満了したとき。

5 学生は、個人ロッカーの鍵を紛失した場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

第4章 証明、届出及び願出

(証明書)

第8条 学生は、在学証明書、学生旅客運賃割引証又は健康診断証明書（健康診断の結果により学校医が指定した者を除く。）、卒業見込証明書又は学業成績証明書の交付を希望する場合は、学内に設置する自動証明書発行機によりその交付を受けるも

のとする。

- 2 前項の自動証明書発行機の稼働時間は、平日の 8 時から 19 時までとする。
- 3 学生は、公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するため通学証明書の交付を希望する場合は、通学証明書交付願（様式第 7 号）を学長に提出するものとする。
- 4 学生が第 1 項に掲げる証明書以外の証明書等の交付を希望する場合、又は第 1 項の規定による交付が困難な場合は、各種証明書等交付願（様式第 8 号）を学長に提出するものとする。
- 5 本学の学生であった者が証明書の交付を希望する場合は、前項の規定を準用する。

第 9 条 削除

（休学等の願出）

第 10 条 学生は、岩手県立大学盛岡短期大学部学則（平成 17 年岩手県立大学規程第 号。以下「学則」という。）第 33 条及び第 35 条から第 39 条までに規定する休学、復学、転学、転専攻、留学又は退学の許可を受けようとする場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を学長に提出するものとする。

許可	提出書類
休学	休学願（様式第 10 号）
復学	復学願（様式第 11 号）
転学	他大学受験願（様式第 12 号） 転学願（様式第 13 号）
転専攻	転専攻願（様式第 14 号）
留学	留学願（様式第 15 号）
退学	退学願（様式第 16 号）

（死亡又は行方不明）

第 11 条 保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となった場合は、死亡・行方不明届（様式第 17 号）を学長に提出するものとする。

（海外渡航届）

第 12 条 学生は、海外に渡航しようとする場合は、あらかじめ海外渡航届（様式第 18 号）を学長に提出するものとする。

（事故報告）

第 13 条 学生は、正課、大学行事、課外活動その他大学管理下での各種活動中又は通学途上において事故に遭った場合は、事故報告書（様式第 19 号）を学長に提出するものとする。

第 5 章 健康診断

(健康診断)

第 14 条 学生は、本学が定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければならない。

2 学長は、健康診断の結果、学生に異常が認められたときは、本人又は保証人に通知し、必要な措置を取らせることができる。

3 学生は、健康診断証明書の交付を希望する場合（第 8 条第 1 項の規定に基づき自動証明書発行機により交付を受ける場合を除く。）は、健康診断証明書交付願（様式第 20 号）を健康サポートセンター長に提出するものとする。

第 6 章 学生団体等

(学生の遵守事項)

第 15 条 学生が本学の学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとする場合及び学生又は学生団体が学内において集会又は催物（以下「集会等」という。）を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 学則その他の規程に違反しないこと。

(2) 教育研究活動を阻害しないこと。

(3) 施設、設備等の維持管理に支障をきたさないこと。

(団体の設立の許可)

第 16 条 学生が学生団体を設立しようとする場合は、本学の教職員（任期の定めのある者を除く。）のうちから顧問を定め、学生団体設立願（様式第 21 号）に、当該学生団体の規約、会員名簿及び活動計画書を添えて学長に提出し、その許可を受けるものとする。

(活動の継続)

第 17 条 学生団体は、その活動を継続しようとする場合は、毎年度 5 月 10 日までに学生団体継続願（様式第 21 号）に前年度の活動報告書及び当該年度の活動計画書を添えて学長に提出し、その承認を受けるものとする。

(団体の解散及び変更の届出)

第 18 条 学生団体を解散する場合は学生団体解散届（様式第 22 号）を、学生団体の目的、組織等を変更する場合は学生団体届出事項変更届（様式第 23 号）を学長に提出するものとする。

(学外団体への加入等の許可)

第 19 条 学生が学外の団体に加入しようとする場合は学外団体加入願（様式第 24 号）を、対外試合等の学外行事に参加しようとする場合は学外行事参加願（様式第 25 号）を学長に提出し、その許可を受けるものとする。

(活動の停止又は解散)

第 20 条 学長は、学生団体が次のいずれかに該当するときは、活動の停止又は解散を命ずることができる。

- (1) 第 15 条各号の規定に違反したとき。
- (2) 設立の目的を逸脱したとき。
- (3) 学生団体の活動中に事故が発生するなど学生団体の運営が不適當であるとき。
- (4) 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動に密接な関連があるとき。

(集会等の許可)

第 21 条 学生又は学生団体が学内において集会等を行おうとする場合は、原則として 7 日前までに学生集会等願 (様式第 26 号) を学長に提出し、許可を受けるものとする。

2 学長は、前項の許可にあたり条件を附すことがある。

(集会等の禁止又は解散)

第 22 条 学長は、次のいずれかに該当するときは、集会等の禁止又は解散を命ずることができる。

- (1) 第 15 条各号の規定に違反したとき。
- (2) 集会等の目的を逸脱したとき。

(報告)

第 23 条 集会等の責任者は、集会等の状況について関係教職員から報告を求められた場合は、直ちにこれに応じるものとする。

第 7 章 課外活動

(事故防止等)

第 24 条 学生の課外活動は、学生により自主的に行われることを基本とし、本学の学生であるという自覚を持ち、常に活動に伴う危険防止について研鑽に励むとともに活動中の事故防止に努めるものとする。

(活動計画の作成)

第 25 条 課外活動は、あらかじめ活動計画表を作成し、これに基づいて行うよう努めるものとする。

2 前項の活動計画表は月間ごとに作成し、事前に顧問に提出し、指導助言を受けるものとする。

3 活動計画表の作成にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該活動が正課のプログラムに支障をきたさないこと。
- (2) 明らかに危険が内在しているスポーツ活動等については、構成員の身体的・精神的状態、能力・技術等に配慮し、過密、過重な計画としないこと。

(活動リーダー)

第 26 条 課外活動を行う場合は、活動ごとにあらかじめリーダー及びサブリーダーを定めるものとする。

2 リーダー及びサブリーダーは活動の統括者となり、活動に伴う危険防止に努めるとともに、不測の事態が発生した場合は、本章に規定する措置を講じるほか、考えられる最善の措置をとるよう努めるものとする。

(潜在危険の除去)

第 27 条 課外活動を行う場合は、常に潜在危険の除去に努めるものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に応じた着衣を使用すること。
- (2) スポーツにおけるルール無視及び実力過信による無謀プレー等は厳に慎むこと。
- (3) 実験・工作等における実施方法及び手順に従うこと。
- (4) 構成員の心身状態に注意すること。

(緊急連絡)

第 28 条 活動中に不測の事態が発生した場合は、速やかに現状で考えられる応急措置を講じるとともに、顧問及び事務局学生支援室又は守衛室に連絡し、その指示を受けるものとする。

(学内活動における事故防止等)

第 29 条 学内施設を使用して課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 施設本来の使用目的を逸脱しないこと。
- (2) 使用上の注意事項を掲示している施設にあっては、当該注意事項に従うこと。
- (3) 施設使用許可時間を超えないこと。
- (4) 危険行為は厳に慎み、施設内に危険物がある場合は事務局学生支援室、総務室又は守衛室に連絡すること。

(学外活動における事故防止等)

第 30 条 学外で課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の 7 日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第 19 条に規定する学外行事参加願に添付すること。
- (3) 活動終了後は顧問に活動結果を報告するとともに、参加者による反省会を開催するよう努めること。
- (4) 活動中に不測の事態が発生した場合は、顧問の指示を仰ぎ、中止等の措置を講じること。

(5) 学外施設等への移動手段は、できるだけ公共輸送機関を利用すること。

(合宿等における事故防止等)

第 31 条 学内施設又は学外施設を使用し合宿して課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の 10 日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第 19 条に規定する学外行事参加願又は第 21 条に規定する学生集会願に添付すること。
- (3) リーダーは、事前に参加者の健康状態を把握し、健康状態に不安のある者の参加を中止させるとともに、参加者に対し家族等にあらかじめ行程等を連絡するよう指導すること。
- (4) 活動終了後は顧問に活動結果を報告するとともに、参加者による反省会を開催するよう努めること。
- (5) 活動中に不測の事態が発生した場合は、顧問の指示を仰ぎ、中止等の措置を講じること。
- (6) 学外施設等への移動手段は、できるだけ公共輸送機関を利用すること。

(海外活動における事故防止等)

第 32 条 海外において課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の 30 日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第 19 条に規定する学外行事参加願に添付すること。
- (3) 参加者は、事前に家族等に対して活動計画を連絡すること。
- (4) 活動中は、機会あるごとに可能な限り、大学及び顧問に活動状況を報告すること。
- (5) 活動終了後は、顧問に活動結果を報告すること。

第 8 章 雑則

(補則)

第 33 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 19 日 規程第 4 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日 規程第 6 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 規程第 20 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 規程第 17 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日 規程第 25 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の学生証（様式第 5 号）は、この規程の施行の日以後に交付するものについて適用し、同日前に交付した学生証（様式第 5 号）については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 規程第 15 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 規程第 15 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の学生証（様式第 5 号）は、この規程の施行の日以後に交付するものについて適用し、同日前に交付した学生証（様式第 5 号）については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日 規程第 8 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に徴収した宣誓書（様式第 1 号）については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 8 月 12 日 規程第 25 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 8 月 12 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受領した保証人変更届（様式第 3 号）については、なお従前の例による。

宣 誓 書

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

本 人 学科 専攻

現 住 所

氏 名 印

生 年 月 日 年 月 日生

保証人

現 住 所

本人との続柄

氏 名 印

生 年 月 日 年 月 日生

私は、岩手県立大学盛岡短期大学部に入学しましたうえは、学則及び諸規程を遵守し、学業に励み、学生の本分にそむかないことを保証人と連署して誓います。

また、保証人は、本人の在学中に係る授業料その他修学上必要な経費並びに建築物、設備を滅失又は毀損したことによる賠償金等一切の責任を引き受けることを保証します。

この場合において、当該責任に係る保証の額は、80 万円を限度とします。

また、私は、在学中の私の個人情報のうち保証人がその責務を果たすために貴大学において特に必要と認めるものについて、大学から保証人に対し提供することに同意します。

住所等届出書

年 月 日

所属		学籍番号												
		学科 フリガナ氏名												
			英語表記	(名)						(姓)				
現住所	郵便番号	—												
	フリガナ													
	住所	都道府県												
	電話 1	— —						携帯	— —					
	電話 2	— —						F A X	— —					
帰省先	郵便番	—												
	フリガナ													
	住所	都道府県												
連絡先	住所	都道府県												
	電話	— —												
保証人	氏名							郵便番号	—					
	住所	都道府県												
	電話 1	— —						携帯	— —					
住居種類		1. 自宅 2. 自宅以外												
通学方法		1. 徒歩 2. 転車 3. 自動車 4. バス 5. 電車 6. その他 () 7. バイク												
特記事項														

- 備考**
- 英語表記欄は、本人の氏名について名、姓の順にローマ字の大文字で記入すること。
 - 現住所欄は、住民登録の有無にかかわらず、通学のため実際に居住している場所を記入すること。
 - 連絡先欄は、緊急時に確実に連絡が取れる場所を記入すること。
 - 住居種類及び通学方法欄は、主なもの 1 つに○印を付すこと。
 - 特記事項欄は、身体上の理由により大学での生活で特に配慮を希望する事項がある場合等に記入すること。

				担当者	事務システム入力確認印

保証人変更届

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名 印

次のとおり保証人を変更したので、届け出ます。

変更後の保証人は、本人の在学中に係る授業料その他修学上必要な経費並びに建築物、設備を滅失又は毀損したことによる賠償金等一切の責任を引き受けることを保証します。

この場合において、当該責任に係る保証の額は、80 万円を限度とします。

記

変 更 年 月 日		年 月 日					
旧保証人	氏 名						
変更後の 保 証 人	フリガナ氏名	印					
	生 年 月 日	年	月	日生	続柄		
	郵便番号			—			
	フリガナ住所	都道府県					
	電 話	—	—	携帯電話	—	—	
	F A X	— —					
	連絡先	名称・所在地等					
	電 話	—	—				

備考 変更後の保証人欄は、当該保証人が自書押印すること。

様式第 4 号（第 3 条関係）

				担当者	事務システム入力確認印

届出事項変更届

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり変更したので、届け出ます。

記

変更年月日		年 月 日			
☐ 本人 ☐ 保証人	☐ 氏 名	フリガナ			
		英語表記 (本人のみ)	(名)		(姓)
	☐ 本籍地	都道府県			
	☐ 現住所 ☐ 連絡先 ☐ 帰省先	郵便番号			
		フリガナ			
		都道 府県			
		電話 1	— —	F A X	— —
		電話 2	— —	携帯 ・PHS	— —
☐ 住居種類 (本人のみ)		1 自宅 2 下宿・パンション 3 アパート 4 寮 5 その他 ()			
☐ 通学方法 (本人のみ)		1 徒歩 2 自転車 3 自動車 4 バス 5 電車 6 バイク 7 その他 ()			
☐ その他					

備考 該当する□にレ印を記入し、変更後の内容を記入すること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

（表）

	学 生 証 本学の学生であることを証明する。
(写真)	氏 名
	生年月日
	学科
	専攻
	入学年度
(バーコード)	学籍番号
	年 月 日発行 有効期限 年 月 日
	岩手県立大学 盛岡短期大学部学長 印

（裏）

学生証についての注意	
1. 本証は、常に携帯し、本学の教職員から請求があったとき、又は通学定期乗車券等によって乗車船する場合に、係員から請求があったときは、提示すること。	
2. 本学の学籍を離れたとき、又は有効期限が過ぎたときは、直ちに返還すること。	
3. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。	
4. 本証を汚損又は紛失し、使用不能となったときは、速やかに再交付を受けること。	
<岩手県立大学> <岩手県立大学盛岡短期大学部> 〒020-0693 岩手県滝沢市巢子 152-52 代表電話 019-694-2000 学生支援室直通電話 019-694-2010	

（縦 54mm×横 84mm）

				担当者	再交付確認印

学生証再交付願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり学生証の再交付をお願いします。

記

理 由	紛失 ・ 汚損又は破損 ・ 磁気不良
紛失等の状況	
発生年月日	年 月 日

- 備考 1 汚損等によって使用不能となった学生証があるときは、当該学生証を添付すること。
2 この願出の提出後に旧学生証を発見したときは、当該学生証を直ちに返還すること。

通学証明書交付願

※ 氏名・年齢・性別	(才)男 女
※ 住 所	
※ 部 科 及 び 学 年	学科 学年(年次)
※ 身分証明書番号	
※ 通 学 区 間	
※ 通 用 期 間	箇月

No. 年 月 日発行

契印
契印

No.

通 学 証 明 書

学 校 種 別 又は指定号	大学
------------------	----

通 学 者 の 氏 名 年 齢 及 び 性 別	(才)男 女
通学者の居住地	電話 ()
部 科 及 び 学 年	学科 学年(年次)
身分証明書番号	
通 学 区 間	駅 駅間 経由
通学定期乗車券の有効期日	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から
通 学 証 明 書 の 有 効 期 限	年 月 日まで

証 明	年.月.日発行
	学校所在地
	学校名
	学校代表者氏名

1. この証明書の有効期限は、発行の日から上記の期限まで(1箇月間)です。
2. この証明書のうち、※印の欄以外の事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを丸で囲む)してください。
3. この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。
4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職員のないものは、使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

※公印承認	※	※	※	※担当者	※申請者受付番号	※備考

各種証明書等交付願

※申請書受付番号

※交付予定日 年 月 日

岩手県立大学長 様

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

		申請日	年 月 日		
ふりがな 氏 名			生年月日	大・昭・平 年 月 日	
ローマ字 氏 名	姓	名	学籍番号		
		英文証明書申請の場合のみ記入			
学部・学科 大 学 院	学部・研究科 学科・課程 (学年 年)			☐ 科目等履修生	
受 取 方 法	☐ 窓口 ☐ 郵送 (返信用封筒を添付すること) ☐ 代理人 (委任状を用意すること)				
送 付 先 (郵送の場合)	〒		連絡先	TEL () (日中連絡の取れる番号をご記入ください)	
申 請 理 由	☐ 就職 ☐ 奨学金 ☐ 進学 ☐ 資格 ☐ その他 ()				
厳 封	(全て厳封・一部厳封・不要) 厳封についての指示 記入例：成績証明書1通のみ厳封 (指示なき場合は厳封しません)				
申請者が卒業生の場合は次にも記入して下さい					
卒業年月日	昭・平 年 月	卒業時の姓名	変更無し・有り (旧姓名)		
			※ 発 行 年 月 日	※ 年 月 日	
証明書の種類		必要通数		※発行番号	
在学証明書		和文 通	英文 通	— ~	
学生旅客運賃割引証		和文 通		— ~	
卒業見込証明書 (学部)		和文 通		— ~	
卒業証明書 (学部)		和文 通		英文 通	— ~
修了見込証明書 (大学院)		和文 通		— ~	
修了証明書 (大学院)		和文 通		英文 通	— ~
学業成績証明書		和文 通		英文 通	— ~
教育職員免許状取得 (見込) 証明書 (種類 :)		和文 通		— ~	
学力に関する証明書 (種類 :)		和文 通		— ~	
社 会 福 祉 学 部	社会福祉主事任用資格取得 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
	児童福祉司任用資格取得 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
	児童指導員任用資格取得 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
	指定保育士養成施設卒業 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
	介護福祉士養成施設卒業 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
	社会福祉士受験資格取得 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
	精神保健福祉士受験資格取得 (見込) 証明書	和文 通		— ~	
短 期 大 学 部	栄養士免許取得見込証明書	和文 通		— ~	
	栄養士課程単位修得証明書	和文 通		— ~	
	保育士 (保母) 資格取得証明書	和文 通		— ~	
	二級建築士・木造建築士試験受験資格証明書	和文 通		— ~	
				— ~	
				— ~	

備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 就職関係の推薦書は、各学部担当教員へ直接依頼すること。 3 英文証明書の発行には2週間程度要する場合がある。 4 健康診断証明書は、健康サポートセンターへ申請すること。

様式第 9 号
削除

休 学 願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名 印

保証人氏名 印

次により休学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

休学希望期間	年 月 日～ 年 月 日
理 由	
休 学 中 の 連 絡 先	〒 電話

担当教員確認印欄

- 備考
- 1 傷病による休学の場合には、医師の診断書を添付すること。
 - 2 外国の短期大学等での修学の場合には、修学先の承諾書、学修計画書その他の参考書類を添付すること。
 - 3 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。
有（☐日本学生支援機構奨学金・☐岩手県立大学学業奨励金・☐その他）・☐無

復 学 願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学 籍 番 号

氏 名 印

保証人氏名 印

年 月 日から休学中のところ、次により復学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

復学希望年月日	年 月 日
理 由	
復 学 後 の 連 絡 先	〒 電話

担当教員確認印欄

- 備考 1 傷病による休学からの復学の場合には、復学が可能である旨の医師の診断書を添付すること。
2 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。
有（☐日本学生支援機構奨学金・☐岩手県立大学学業奨励金・☐その他）・☐無

他大学受験願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学 籍 番 号

氏 名 印

保証人氏名 印

次により他の大学を受験したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いしま
す。

記

受験希望大学名	
転学希望年月日	年 月 日
受 験 理 由	

担当教員確認印欄

転学願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名 印

保証人氏名 印

次により転学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

転学先	
転学年月日	年 月 日
転学理由	

担当教員確認印欄

備考 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。

有（☐日本学生支援機構奨学金・☐岩手県立大学学業奨励金・☐その他）・☐無

転 専 攻 願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学 籍 番 号

氏 名 印

保証人氏名 印

下記により転専攻したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

転 専 攻 先	
理 由	

担当教員確認印欄

--

留 学 願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名 印

保証人氏名 印

次により留学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

留 学 期 間	年 月 日～ 年 月 日
目 的	
留 学 先	大学・学部・ 学 科 等
	身 分
	所 在 地
留 学 中 の 連 絡 先	電 話

担当教員確認印欄

- 備考 1 留学先の承諾書及び留学の募集要項（訳文付）を添付すること。
2 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。
有（□日本学生支援機構奨学金・□岩手県立大学学業奨励金・□その他）・□無

退 学 願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学 籍 番 号

氏 名 印

保証人氏名 印

次により退学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

退学希望年月日	年 月 日
理 由	
退 学 後 の 連 絡 先	〒 電話

担当教員確認印欄

備考 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。

有（☐日本学生支援機構奨学金・☐岩手県立大学学業奨励金・☐その他）・☐無

死亡・行方不明届

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり届け出ます。

記

発 生 年 月 日		年 月 日	
事 実		死 亡 ・ 行方不明	
当 該 学 生	所 属	学 科	専 攻
	学 籍 番 号		
	氏 名		

備考 死亡診断書等、届出内容を立証できる書類を添付すること。

所 属		学 籍 番 号	
氏 名（日本語表記）		氏 名（パスポート表記）	
現 住 所			
電 話 番 号		メー ル ア ド レ ス	

目 的		☐ 協定校への交換留学 ☐ 海外語学留学・研修 ☐ 海外インターンシップ ☐ 調査研究・学会発表 ☐ ゼミ旅行 ☐ 私費留学（休学する場合を含む） ☐ 海外ボランティア ☐ その他（ ）			
渡航期間		年 月 日～ 年 月 日			
渡航先国名・都市名					
受入大学等	大 学 等 名	学 部 学 科 等 名			
	窓口・担当者名	電 話 番 号			
	所 在 地				
本 学 指 導 担 当 教 員	職 名	氏 名			
学 生 本 人 の 情 報	パ ス ポ ー ト	番 号			
		発 行 年 月 日	有 効 期 限		
	ビ ザ	種 類	番 号		
		申 請 先	電 話 番 号		
	外 務 省 渡 航 登 録		☐ 登録済（ ☐ 3 か月未満「たびレジ」・ ☐ 3 か月以上「在留届」）／ ☐ 未登録		
	保 険 加 入 状 況	学 生 保 険	看護学校協議会共済保険（Will） 加入済・未加入 学生教育研究災害傷害保険（学研災） 加入済・未加入 学生教育研究賠償責任保険 加入済・未加入		
		海 外 旅 行 者 傷 害 保 険	加入済（保険会社： 保険証番号： ）・ 未加入		
	渡 航 中 連 絡 先	住 所			
		電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号	
		メー ル ア ド レ ス			
国 内 緊 急 連 絡 先 (2 名 指 定 する こと)	氏 名		続 柄		
	住 所				
	自 宅 電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号		
	氏 名		続 柄		
	住 所				
	自 宅 電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号		

この届出に記載された情報は、当該海外渡航中の危機管理の目的のみに使用するものとし、公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程に基づき適正に管理します。

						担当者

事故報告書

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり事故の当事者となりましたので報告します。

記

発 生 日 時	年 月 日 曜日 時 分 天候				
発 生 場 所					
相手方	住 所	電話			
	氏 名				
事 故 の 概 要					
事 故 後 の 措 置					
その他特記事項					

学生団体設立願 学生団体継続願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

代表責任者

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり学生団体を設立（継続）したいので、許可（承認）くださるようお願いします。

記

団 体 名	
目 的	
設 立 年 月 日	年 月 日
顧 問 名	
会 員 数	名
連 絡 先	〒 電話
会費徴収の有無	有（年額 円） 無

学生団体設立許可証 学生団体継続承認証

上記のとおり許可（承認）します。

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 印

- 備考 1 規約、会員名簿及び活動計画書を添付すること。
2 学生団体継続願にあっては、前年度の活動報告書を添付すること。

学生団体解散届

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

代表責任者

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり学生団体を解散したので、届け出ます。

記

団 体 名	
解 散 理 由	
備 考	

学生団体届出事項変更届

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

代表責任者

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり学生団体の届出事項を変更したので、届け出ます。

記

団 体 名	
変 更 事 項	
備 考	

備考 変更内容が確認できる書類を添付すること。

学外団体加入願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

代表責任者

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり学外団体に加入したいので、許可くださるようお願いします。

記

学 外 団 体 名	
学外団体の所在 地	
加 入 の 目 的	
加 入 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
加 入 人 数	名
会 費	円

学外団体加入許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 印

備考 加入しようとする学外団体の規約、役員名簿及び活動状況を記載した書類を添付すること。

学外行事参加願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

代表責任者

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり学外行事に参加したいので、許可くださるようお願いします。

記

学 外 行 事 名	
目 的	
場 所	
参 加 期 間	年 月 日（ 曜日） 時から 年 月 日（ 曜日） 時まで
参 加 人 数	名
責 任 者	円

学外行事参加許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 印

学生集会等願

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 様

代表責任者

学科 専攻

学籍番号

氏 名

次のとおり集会を行いたいので、許可くださるようお願いします。

記

集 会 等 名	
目 的	
場 所	
開 催 日 時	年 月 日（ 曜日） 時から 年 月 日（ 曜日） 時まで
参 加 人 数	名（学内者 名、学外者 名）
連 絡 先	電話

学生集会等許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長 印